

議案第 28 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する  
条例の一部改正について

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部  
を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 11 月 26 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する  
条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成  
5 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項本文中「派遣職員には」の次に「、規則で定めるところにより、  
その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支  
給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、「100 分の 70」を  
「100 分の 100 以内」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「派遣  
職員の」を削り、「前項本文」を「前項」に改め、「当該」を削る。

附 則

この条例は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

## 理 由

人事院規則の改正を踏まえ、国際交流、国際協力等の目的で外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の給与を調整することができるようにするため支給割合を見直すほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。